旧

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 青少年 18歳未満の者(法律により成年に達したものとみなされる者及び成年者と同一 の行為能力を有する者を除く。)をいう。
 - (2) 保護者 親権者、後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現 に監護するものをいう。
 - (3)~(10) (略)

(有害役務営業の停止)

- 第18条 知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該有害 役務営業に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有害役務営業を営む者に対し、 6月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務営業の全部又は一部の停止を命ずること ができる。
 - (1) 刑法 (明治40年法律第45号) 第174条、第175条又は第182条の罪に当たる違法な行為をし たとき。
 - (2) \sim (8) (略)

新

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 青少年 18歳未満の者(法律により成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)をい う。
 - (2) 保護者 親権者、後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現 に監護するものをいう。
 - (3)~(10) (略)

(有害役務営業の停止)

- 第18条 知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該有害 役務営業に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有害役務営業を営む者に対し、 6月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務営業の全部又は一部の停止を命ずること ができる。
 - (1) 刑法(明治40年法律第45号)第174条、第175条又は第183条の罪に当たる違法な行為をし たとき。
 - (2) \sim (8) (略)